

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	地域包括ケア推進課

契約業者名・住所	NPO法人成年後見センターしぐなるあいず 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸101
工事等の名称	松戸市成年後見相談室運営業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	運営業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	4,946,180円
工事等の概要	成年後見制度の利用促進
随意契約の理由	<p>本事業は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分な人が安心して自分らしく地域で暮らしていくため、その意思決定を支援し、かつ権利を保護することを目的として、成年後見制度の利用促進に向けた意識醸成や環境整備に取り組むものである。本事業を実施する事業者の選定にあたっては、成年後見制度等に精通し、成年後見制度等に関する相談支援、担い手の活用や育成にかかる助言を一貫して担えることが要件である。NPO法人成年後見センターしぐなるあいずは、法人後見実施法人であり、成年後見制度に関する相談を受け、問題を解決し、成年後見申立に至るまでの専門的知識と経験を持っている。平成23年度に松戸市から「市民後見推進事業」を受託し、市民後見協力員を養成するとともに、平成24・25年度においては、市民後見協力員の活動支援を行っている。また、平成26年度から松戸市成年後見制度法人後見支援事業を行っている実績と経験があり、市内で唯一要件を満たす団体であることから、選定事業者とするものである。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするこ</p>

	<p>ととし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該事業者一者から見積を徴するものである。</p>
--	--